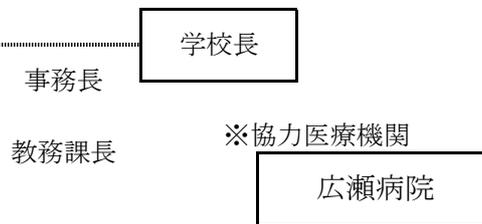


【学生の健康管理支援体制】



○学生の健康管理について下記の通りとする

- ①入学時点で、全学生より健康状態の申告を受けること。
(主治医等が明確な場合、担任は医療機関の連絡先を把握すること)
- ②欠席及び公欠の連絡に関して、別紙の手順を定める。
(体調不良に関しては、第1の報告者を担任とする)
- ③担任は学生の健康管理について、副担任及び他教員と連携を図り対応する
- ④学生の健康管理について、学生会議(職員会議)での情報共有を図る
- ⑤学校保健安全法における感染症について、罹患の可能性のある学生には医療機関への受診を促し、医師の診断を基に出席停止等必要な措置を講ずる
- ⑥急変のため緊急搬送が必要な場合について、別紙の手順を定める。
- ⑦救急箱について、事務職員により定期的に在庫の管理を行う
(薬剤等を使用する場合は、必ず取り出した者が台帳に記入する)
- ⑧保健室の使用について、学生は必ず受付にて使用の許可をもらうこと
(申し出を受け付けたものは、職員室内の掲示板に使用者のクラス・氏名使用開始時間を記入すること、担任又は副担任に申し送ること)
- ⑨感染症の予防のため、出入口及びトイレに手指消毒用のアルコールを備える
- ⑩トイレ・廊下の流し台には、「手洗い方法」等についての掲示を行う



健康診断: 健康診断を年1回実施する。

健診内容 : 身長・体重・視力・聴力・血圧・尿検査・X線検査・問診

受診先 : 広瀬病院

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通1丁目12番11号

TEL:092-731-2345